

(仮称)彦根市商業振興基本条例(素案) 解説

近年の少子高齢化の進行に伴い、地域課題を地域で解決していく必要性がますます高まっています。そのような中、「地域コミュニティの担い手」のひとつとして、地域に根ざし、地域で商売をする商店街による地域課題の解決（地域貢献）が期待されています。しかし長引く景気低迷に伴い消費購買力の落ち込みやインターネットの普及による消費行動の変化といった要因のほか、商業者の高齢化や後継者不足など、地域の商業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

さらに、近年本市で増加している大規模小売店舗やチェーン店などは、全国広範囲にわたり出店されている性格上、本部の意向が優先され、地域とのつながりが希薄であることが多いため、地域の商業やコミュニティの活性化にはつながっていないのが現状です。

そこで、事業者、商店会、経済団体、市が連携し、市民等の理解と協力により、商業および商店街が地域経済の発展および地域コミュニティの維持・強化を図り、事業者の商店会や経済団体等の加入による地域貢献を促進するため「(仮称)彦根市商業振興基本条例」を制定するものです。

第1 目的

この条例は、商業および商店街が地域経済の発展ならびに地域のコミュニティの維持および強化に果たす役割の重要性に鑑み、本市における商業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、商業の健全な発展を促し、もって市民生活の向上および良好なまちづくりに寄与することを目的とする。

【解説】

第1では、条例の目的を定めています。

商業が活発な地域は、多くの人買い物等で集まってきます。人が集まる地域では交流が生まれ、まちに活気を与えます。商業および商店街の発展は住民の利便性を高め、地域を潤し、周辺住民の生活をより良いものにし、住み良いまちづくりに寄与します。

この条例は、商業振興を通じて、市民生活の向上と良好な地域のまちづくりを推進するために、市や、地域経済団体、商店街組合や商業者が果たすべき事項について規定し、商業の健全な発展を促すことを目的としています。

第2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で小売業、飲食業、サービス業その他の事業を行う者をいい、大規模小売店舗の設置者および管理者、チェーン店加盟者ならびに貸店舗事業者を含むものとする。
- (2) 商店街 市内において、小売業、飲食業、サービス業その他の事業を営む店舗が集積している地域をいう。
- (3) 商店会 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合および中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合ならびに商業の振興に関する活動を協同して行うことを目的に任意に組織された事業者の団体であって、主に商店街において当該活動を行うものをいう。
- (4) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (5) チェーン店加盟者 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第11条に規定する特定連鎖化事業に加盟している者および商標等の表示、経営方針、サービス内容、外観等において統一性がある、同一経営体の主導で設置された店舗の管理者をいう。
- (6) 貸店舗事業者 商店街に土地または建物を所有し、小売業、飲食業、サービス業その他の事業用店舗として貸付けを行う者をいう。
- (7) 経済団体等 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所、商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会その他の地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (8) 市民等 市民および商店街に土地または建物を所有する者をいう。

【解説】

第2では、この条例で使用する用語を定義しています。

(1) 事業者

市内に店舗、事務所、事業所を有し、小売業、飲食業、サービス業その他の事業を行う者をいい、中小小売店舗のみならず、大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストアやファーストフード等のチェーン店、理美容院、不動産管理会社、学習塾、設計事務所、金融機関等も含まれます。さらに、貸店舗事業を営む者(オーナー)も含まれます。

(2) 商店街

市内において、小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいいます。

(3) 商店会

商店街振興組合法に規定する商店街振興組合

中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合で、商店街を事業区域とするもの

法人格を有しない商店街組合(任意団体)を含みます。

参考

商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）抜粋

（目的）

第 1 条 この法律は、商店街が形成されている地域において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等が協同して経済事業を行なうとともに当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行なうのに必要な組織等について定めることにより、これらの事業者の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（人格及び住所）

第 2 条 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

参考

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）抜粋

（法律の目的）

第 1 条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする

（種類）

第 3 条 中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 一の三 火災共済協同組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

(4) 大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定している大規模小売店舗をいいます。

参考

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第 1 項又は第 2 項の基準面積を超えるものをいう。（基準面積・・・政令にて定められた面積で、1,000 m²以上）

(5) チェーン店加盟者

中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 11 条に規定する特定連鎖化事業（いわゆるフランチャイズチェーン店）に加盟している店舗や、ブランドや経営方針、サービス内容、外観などの統一性が持たされた、同一経営体グループの主導で設置された店舗（直営店で構成されるチェーン店や代理店等）をいいます。

これらのチェーン店は、広範囲にわたり出店されている関係上、本部の意向が優先され、地域とのつながりが希薄であることが多いため、本条例の目的を達成するためには、これらチェーン店にも、地域社会の構成員であることを認識し、事業者としての責務を果たしてもらうため、あえて定義しています。

参考

中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）抜粋

（特定連鎖化事業の運営の適正化）

第 11 条 連鎖化事業であって、当該連鎖化事業に係る約款に、加盟者に特定の商標、商号その他の表示を使用させる旨及び加盟者から加盟に際し加盟金、保証金その他の金銭を徴収する旨の定めがあるもの（以下「特定連鎖化事業」という。）を行う者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に対し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならない。

- 一 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項
- 二 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項
- 三 経営の指導に関する事項
- 四 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項
- 五 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

(6) 貸店舗事業者

商店街に土地や建物を所有して、小売業、飲食業、サービス業などに店舗の貸付けを行っている者をいいます。空き店舗の所有者も含まれます。

(7) 経済団体等

商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所（彦根商工会議所）

商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会（稲枝商工会）

「その他地域経済振興に関する活動を行う団体」とは、経済団体活動支援やまちづくり活動
に關係する会社、NPO 法人等

参考

商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）抜粋

（法律の目的）

第 1 条 この法律は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商
工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。

（目的）

第 6 条 商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の
福祉の増進に資することを目的とする。

参考

商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）抜粋

（法律の目的）

第 1 条 この法律は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図る等のための組織とし
て商工会及び商工会連合会を設け、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（目的）

第 3 条 商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福
祉の増進に資することを目的とする。

(8) 市民等

市内に居住する個人

「商店街に土地または建物を所有する者」のうち、自ら事業を営む者および貸店舗事業者は、
第 3 号の「事業者」に、市内に居住する者は第 5 号の「市民」に含まれますが、市内に居住せ
ず、かつ、土地または建物を事業の用に供していない（空き店舗または更地などに行っている）
場合についても、商店街の活性化に関わることから条例の対象として規定しています。

第3 基本理念

商業の振興は、事業者自らの創意工夫および自助努力により実現されることを基本とし、事業者、商店会、経済団体等および市が連携して市民等の理解および協力の下に施策を推進し、市民のみならず観光旅行者その他の市内滞在者の利便性の向上および地域の活性化を図ることを旨として行わなければならない。

【解説】

第3では、この条例の目的を達成するための基本理念を定めています。

商業の振興は、地域の人々の暮らしを支え、市民が文化的な生活を営む上で重要な役割を果たすという共通認識の下、事業者自らが主体的に「創意工夫と自助努力」を基本に、事業者、商店会、経済団体、市が連携し、市民の理解と協力のもとに、商業振興に係る施策、地域貢献のための施策を推進し、市民や本市を訪れる観光旅行者その他滞在者に、快適に買物を楽しんでもらうような環境づくりと、地域の活性化を図るということを基本理念に掲げています。

第4 事業者の責務

- 1 事業者は、自らの創意工夫により経営基盤の安定および強化に努め、地域社会における構成員であるとの認識に立ち、商店会および経済団体等への加入に努めるものとする。
- 2 事業者は、商店会および経済団体等が行う商業振興事業ならびに地域のにぎわいおよび交流の場を創出する事業に対し応分の負担をするとともに、その事業に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第4では、事業者が果たすべき責務を定めています。

事業者が事業実施するに当たっては、市場原理と自己責任の原則に基づいた自立した取組が不可欠です。事業者は自らが地域社会における構成員であることを認識し、これまでの商店会の活動の実績として現在の集客力、商店会の活力があることと、これからも当該地域の一員として一体となって商業を活性化していく立場であることから、積極的に商店会や経済団体等に加入すべきであり、これら団体が実施する商業振興事業や、にぎわいと交流の場を創出する事業に積極的に参加し、協力することを要請しています。

なお、応分の負担とは、これら事業に対して、事業者が提供する金銭的または人的な負担をいいます。

第5 大規模小売店舗の設置者等の責務

- 1 大規模小売店舗の設置者および管理者は、大規模小売店舗法第4条の指針に基づき、周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の施設の設置および運営方法に関する事項に配慮するものとする。
- 2 大規模小売店舗の設置者および管理者は、周辺の地域の他の事業者、商店会等との共存を図るとともに、その地域に貢献する活動に努めるものとする。
- 3 大規模小売店舗の設置者および管理者は、前2項に規定するもののほか、第4に規定する事業者の責務を果たすとともに、当該大規模小売店舗内において店舗を借り小売業等を営む事業者に対しても、第4に規定する責務の周知に努めるものとする。

【解説】

第5では、大規模小売店舗の設置者および管理者の果たすべき責務を定めています。

市内には多くの大規模小売店舗が立地していることから、大規模小売店舗立地法第4条の指針に基づき、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項に配慮することを要請しています。

第2項では、他の事業者や商店会との共存を図って商業の活性化を推進するとともに、滋賀県が制定する地域貢献ガイドラインに基づき、地域貢献活動に努めるものとしています。

第3項では、大規模小売店舗もこの条例の「事業者」に該当することから、事業者の責務を定めた第4の責務を果たすとともに、大規模小売店舗内にて事業活動を行う事業者に対しても、大規模小売店舗の設置者および管理者の責任において、第4に定める事項の周知に努めるとしております。

参考

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）抜粋

（指針）

第4条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

参考

滋賀県が定める「大規模小売店舗立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン」における地域貢献計画書策定にあたっての例示

- 1 まちづくりへの協力
- 2 地域経済の活性化への協力
- 3 地域での雇用確保への協力
- 4 地域での安全・安心確保への協力
- 5 少子・高齢化等対策の推進
- 6 環境対策の推進
- 7 核テナント撤退・店舗閉鎖時の対策

第6 商店会の責務

- 1 商店会は、市民の身近な存在として生活に必要な利便を提供し、地域のコミュニティの核としてにぎわいおよび交流の場の創出による商店街の活性化を図り、地域社会への貢献に努めるものとする。
- 2 商店会は、空き店舗の状況および商店街の実態を把握するとともに、その組織基盤を強化するため、事業者の加入促進および商店会相互の連携に努めるものとする。

【解説】

第6では、商店会が果たすべき責務を定めています。

商店会は、地域コミュニティの核としてにぎわいと交流の場を創出するため、例えばイベント・祭り、環境美化等の取組を実施するなどにより、商店街の活性化を図り、地域社会の貢献に努めるものとしています。

また、商店会は自らの現状を認識するため、空き店舗の状況や商店街の実態を把握する必要があります。さらに、第1項の責務を果たすためには、商店会の経営基盤の強化が必要であり、その方策として事業者の加入促進、地域の商店会の連携による事業の実施、リーダーや後継者の育成等自らの組織の充実に努めるものとします。

第7 経済団体等の責務

経済団体等は、事業者の事業活動に対する支援を行うとともに、市と協力して商業の振興のための事業の実施に努めるものとする。

【解説】

第7では、経済団体等が果たすべき責務を定めています。

経済団体特に商工会議所と商工会においては、それぞれ法に基づく目的（地区内における商工業の改善発達）を遂行するための事業を実施されているため、商業振興施策においても、主導的な役割を担うことが期待されることから、事業者の事業活動に対する支援を行うとともに、市と協力して積極的に商業振興施策を実施に努めるものとしています。

第8 市の責務

- 1 市は、この条例の目的を達成するため、国、県および経済団体等と連携して、商業の振興および商店街の活性化のための必要な施策を実施するものとする。
- 2 市は、事業者、商店会および経済団体等に対し、必要に応じて指導または助言を行うものとする。

【解説】

第8では、市が果たすべき責務について定めています。

市は、この条例の目的を達成するために、市は、国、滋賀県、商工会議所、商工会と連携して商業の振興および商店街の活性化のため、必要な施策を実施するとしています。

第2項では、市は、事業者、商店会、経済団体等に対し、直接に指導、助言を行うことができるとしており、特に本条例に定められた責務に対して、市は必要に応じて指導を行うこととしております。

第9 市民等の理解および協力

市民等は、商業の振興が市民生活の向上および地域社会の活性化に寄与するものであることを理解し、市民生活と商業が調和する地域社会の実現に向け協力するよう努めるものとする。

【解説】

第9では、市民等の理解と協力について定めています。

市民等は、商業の振興が市民生活の向上と地域の活性化につながることへの理解を深めていただき、商店会や事業者が実施する事業や市、経済団体の商業振興に関する施策に積極的に協力をお願いするものとしています。

第10 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

第10では、委任について定めています。

基本的施策に係る個別事業等の実施に当たって、必要となる事項については、別に規則で定めることを規定したものです。